

## 減免カードの受け取り (R6.4月～)

3

- ・新施設3階事務所に減免申請書を提出してください。
- ・減免カードを受け取ったら、新施設で計量をし、ごみを捨ててください。
- ・ごみを捨てた後、再度計量し、自動精算機にカードをかざして精算してください。カードは1階計量窓口に返却してください。

